

大和郡山市バリアフリー特定事業計画改定業務 特記仕様書

1. 業務目的

平成 24 年 3 月に策定した「大和郡山市バリアフリー基本構想」(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)の計画期間が満了したことに加え、令和 5 年 2 月 3 日に奈良県、近畿日本鉄道(株)、本市の 3 者で「近鉄郡山駅移設に関する基本協定」を締結したこと、さらに「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」の改正を踏まえて、令和 7 年 3 月に、JR・近鉄郡山駅周辺地区、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の 3 地区を対象とした「大和郡山市バリアフリー基本構想」を改定した。

本業務は、この基本構想に基づき、特定事業計画を改定することを目的とする。

2. 業務対象区域

「JR・近鉄郡山駅周辺地区」、「大和小泉駅周辺地区」、「平端駅周辺地区」を本業務の業務対象区域とする。

3. 業務内容

本業務は、下記の項目に基づいて実施するものとする。

- ・ 計画準備
- ・ 課題等の調査・整理
- ・ 実態の把握
- ・ 会議運営補助
- ・ 事業者の調整支援
- ・ 特定事業計画の作成
- ・ 報告書の作成
- ・ 打ち合わせ協議

なお、業務の進捗に応じて、新たに必要となる検討項目については、発注者と受注者の協議の上、変更できるものとする。

(1) 計画準備

業務着手にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務遂行に必要な実施方針や体制、工程等をまとめた業務計画書を作成・提出する。

(2) 課題等の調査・整理

関係法令を整理するとともに、既往資料等を用いた机上調査、現地調査等の手法により、令和 6 年度事業で本市が改定した基本構想、その他上位関連計画の内容について整理・把握するとともに、事業主体ごとの整備内容、整備スケジュール等の確認を行う。

また、今後連携・調整を図るための基礎資料として、必要に応じて、各事業者が取り組んでいる関連計画等を調査・整理する。

(3) 実態の把握

基本構想で整理されているバリアフリー課題について把握するとともに、各事業者が特定事業計画を作成できるよう、必要に応じて各事業者と調整を図りながら現地調査を実施し、事業を実施すべき課題箇所を整理・提示する。

(4) 会議等運営補助

- ① 受注者は「大和郡山市移動等円滑化推進協議会」(以下「協議会」という。)の運営支

援を行うものとする。

- ② 受注者は、資料作成、会議の運営補助、及び会議記録の作成等を行うものとし、それに係る経費を負担する。
 - ③ 協議会等(協議会または分科会(意見交換形式))を1回開催するものとする。
 - ④ 会議室の借り上げ費は含まない。
- (5) 事業者の調整支援
- ① 受注者は、事業者との調整を行うものとする。
※事業者:基本構想の中で位置づけられている、実施すべき特定事業等の実施主体
 - ② 受注者は、事業者との調整に必要な資料及び調整した内容の記録の作成を行うものとする。
 - ③ 事業者との調整は、必要に応じて、受注者が主体的に実施するものとする。
- (6) 特定事業計画の作成
- 上記の結果をとりまとめ、特定事業計画の作成を行うものとする。
作成に当たっては、受注者の責において記載内容の事実確認や誤字脱字の修正を行うとともに、随時発注者と協議を行い、修正等の指摘があった際には速やか・適切かつ誠実に対応すること。
- (7) 報告書の作成
- 本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。
- (8) 打ち合わせ協議
- 打ち合わせ協議は着手時、中間(2回)、完了時の4回開催するものとし、業務着手時及び成果品納入時には原則管理技術者が立ち会うものとする。協議内容については速やかに協議記録を作成し、相互確認の上、発注者に提出する。
- なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により、随時打ち合わせの場を設けるものとする。必要に応じて適宜適切な方法で実施する。

4. 技術者の配置について

本業務において、下記のとおり技術者を定めること。

- (1) 管理技術者
管理技術者は、次のいずれかの資格を有し、バリアフリー特定事業計画策定業務の実務経験を有するものとする。
 - ・ 技術士〔総合技術監理部門〕(建設-都市及び地方計画又は道路)
 - ・ 技術士〔建設部門〕(都市及び地方計画又は道路)
 - ・ RCCM〔都市計画及び地方計画部門又は道路〕
- (2) 照査技術者
照査技術者は、次のいずれかの資格を有し、本業務と同様の業務に精通した実務経験豊かなものとする。
なお、管理技術者及び照査技術者は、兼任することができないものとする。
 - ・ 技術士〔総合技術監理部門〕(建設-都市及び地方計画又は道路)
 - ・ 技術士〔建設部門〕(都市及び地方計画又は道路)
 - ・ RCCM〔都市計画及び地方計画部門又は道路〕

5. 業務上の留意事項

(1) 連絡・調整体制

本市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。また、本市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(2) 貸与する資料および使用制限

本業務にあたり必要な資料等は、本市が受注者に提供するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても本市の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない

(3) 関係官庁等の協議

本事業について関係官公庁と協議を行った時は、遅滞なくその旨を本市に通知し指示を受けるものとする。

(4) 個人情報の保護・秘密保持

- ① 業務の実施における個人情報等の取扱いについては、大和郡山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ② 業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- ③ 成果品(業務の過程で得られた記録等を含む。)を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ④ 業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 本市は、いつでも受注者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。本市が受注者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受注者は本市に協力しなければならない。

(5) 損害賠償

受注者は本業務の実施に際し、自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。

(6) 再委託の禁止

- ① 本業務の受注者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業務者名を明記し、本市に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- ② 再委託の範囲及び内容は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。
- ③ 再委託する場合、第三者も受注者と同等の責任を負う。

(7) 関係法令及び条例の遵守

本業務は、本仕様書による他、以下に掲げる上位計画、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

- ② 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省総合政策局安心生活政策課)
 - ③ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則
 - ④ 大和郡山市第4次総合計画
 - ⑤ 大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ⑥ 第3次大和郡山市都市計画マスタープラン
 - ⑦ 大和郡山市立地適正化計画
 - ⑧ 大和郡山市総合交通戦略
 - ⑨ 大和郡山市契約規則
 - ⑩ 大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ⑪ 大和郡山市情報セキュリティ基本方針
 - ⑫ 大和郡山市情報セキュリティ対策基準
 - ⑬ その他関係法令及び通達等並びに大和郡山市条例及び規則等
- (8) その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

6. 成果品

本業務の成果品として、都市建設部まちづくり戦略課に以下を提出すること。

- ① 特定事業計画冊子(A4版) 100部
- ② 報告書一式(A4版、キングファイル綴じ製本) 2部
- ③ 電子データ(基本構想及び報告書を収めたハードディスク) 1部
- ④ その他発注者が指示するもの